

イ 法第102条第2項の定例会を年1回とする議会

都道府県名	市町村名	導入時期	会期の設定状況
北海道	根室市	H25.9.15	9月1日～8月31日
北海道	福島町	H21.4.1	4月1日から3月31日
北海道	下川町	R3.4.1	5月1日から4月30日まで
北海道	利尻富士町	H26.3.1	3月召集の日から翌年の召集日前日まで(議員の任期満了の年における会期は、3月召集の日から9月末日及び11月召集の日から翌年の召集日前日まで)
北海道	斜里町	H30.12.17	5月1日から4月30日まで
北海道	白老町	H20.6.1	1月1日から12月31日まで
北海道	茅室町	H25.4.1	5月1日～4月30日
北海道	池田町	H27.1.1	・池田町議会の定例会の回数は、年1回とする。ただし、議員の任期満了に伴う一般選挙があった場合は、年2回とする。また、議会の解散に伴う一般選挙があった場合は、前記の回数に、当該年中の議会の解散(議会の解散に伴う一般選挙後10日を経過する日が翌年に属する場合を除く。)の回数を加えた数とする。 ・池田町議会の定例会の会期は1月から12月とする。ただし、議員の任期満了の年にあつては、1月から4月及び5月から12月とし、議会の解散があつた場合は、1月から議会の解散月及び議会の解散に伴う一般選挙後の月から12月までとする。 (会期は通年だが、何月何日から何月何日までという特定の日は定めていない。)
岩手県	北上市	H28.1.1	概ね4月10日から3月20日まで
岩手県	一関市	R3.1.1	招集日から12月まで ただし、一般選挙等がある場合を除く
岩手県	滝沢市	H26.1.1	・定例会は、年1回とする。議員の任期満了に伴う一般選挙が行われた年の定例会の回数は、年2回とする。 ・会期は、1月から12月までとする。議員の任期満了の年における会期は、1月から7月まで及び8月から12月までとする。
岩手県	紫波町	H26.4.1	1月5日から12月27日まで
岩手県	矢巾町	H26.6.1	1月4日から12月28日まで
宮城県	登米市	H27.1.1	1月～12月
宮城県	蔵王町	H21.1.1	1月(仕事始めの日)から12月(仕事納めの日)まで
宮城県	柴田町	H25.4.1	4月から次の会期の前日まで
宮城県	七ヶ浜町	R2.1.8	1月8日から12月28日まで
宮城県	色麻町	H27.1.1	1月5日～12月28日
宮城県	涌谷町	H26.1.1	1月から12月まで
秋田県	東成瀬村	H26.1.1	1月(招集された日)から議決した日まで
福島県	只見町	H23.3.8	当年3月会議の開会日から翌年3月会議開会の前日まで
福島県	会津美里町	H28.1.1	1月から12月まで
茨城県	守谷市	H27.12.16	3月1日から2月末日まで
群馬県	中之条町	H30.4.1	1月18日から12月15日
千葉県	鎌ヶ谷市	R1.5.1	5月から4月まで
千葉県	長生村	H22.1.1	1月から翌年の招集日前日までとする。議員の任期満了の年は1月から5月及び5月から翌年の招集日前日までとし、議会の解散があつた場合は1月から議会の解散の月及び議会の解散に伴う一般選挙後10日を経過する日の属する月から翌年の招集日前日までとする。
千葉県	大多喜町	H25.3.26	原則1月から翌年の招集予定日の前日
東京都	青梅市	H27.5.1	招集議会(5月)から翌年4月30日まで
東京都	あきる野市	H28.1.1	1月7日から12月17日まで(令和2年) ※1月に開催する開会会議において会期を決定する。
東京都	文京区	H26.5.1	毎年5月から翌年4月まで
東京都	墨田区	R1.5.1	5月27日から4月30日まで
東京都	荒川区	H26.4.1	5月から翌年4月まで
神奈川県	相模原市	H25.12.24	令和3年1月14日から令和3年12月17日
神奈川県	横須賀市	H29.5.1	定例会が招集された日(原則として5月)から翌年の4月末日
神奈川県	寒川町	H24.4.1	1月から同年12月まで(議員の任期満了の年における会期は、1月から同年2月及び3月から同年12月まで)
富山県	南砺市	R2.11.28	4月7日から3月31日まで
石川県	金沢市	H26.3.24	6月から3月まで。ただし議員の任期満了の属する年にあつては5月から翌年3月まで
石川県	七尾市	R2.4.1	6月から翌年の3月まで。ただし、議員の任期満了の日の属する年にあつては、6月から9月まで及び11月から翌年の3月まで
石川県	白山市	H25.9.1	2月から議決した日まで
石川県	内灘町	H27.12.17	定例会の会期は、5月から翌年4月30日

都道府県名	市町村名	導入時期	会期の設定状況
長野県	軽井沢町	H23.1.1	・1月に招集し、会期を決定する。 ・議会の任期満了又は議会の解散に伴う一般選挙があった場合は、選挙後招集時に会期を決定する。
長野県	小布施町	H22.3.23	3月から翌年の2月まで
長野県	信濃町	H25.1.1	4月6日から12月17日まで
静岡県	藤枝市	R2.5.1	5月1日から4月30日まで
愛知県	大山市	R2.5.1	5月13日から4月30日まで(令和2年度の会期)
愛知県	豊明市	H24.4.1	5月から翌年4月末までの間に定める
三重県	四日市市	H23.5.1	令和2年5月18日から令和3年4月30日まで 令和3年5月17日から令和4年4月28日まで
三重県	鈴鹿市	H30.5	定例会(毎年5月)が招集された日から翌年の4月末日までの間で定める。
滋賀県	大津市	H25.5.17	5月中旬から4月30日まで
京都府	京都市	H26.3.3	令和3年4月22日から令和4年3月25日まで
京都府	亀岡市	H30.4.1	6月から翌年の3月まで (議員の任期満了日の属する年度の会期を除く)
京都府	久御山町	R2.4.1	令和3年4月17日から令和4年3月30日まで
京都府	精華町	H27.9.1	平成30年度 4月11日～3月29日 令和元年度 4月11日～3月29日 令和2年度 4月9日～3月29日
大阪府	枚方市	H27.5.1	R2年5月15日からR3年4月30日まで
大阪府	大東市	H26.4.1	R3.4.1からR4.3.24まで
大阪府	大阪狭山市	H25.4.1	R2.5.15からR3.4.30まで R3.5.13からR4.4.28まで
和歌山県	かつらぎ町	H26.1.1	1月1日から12月31日
高知県	土佐清水市	H26.1.1	1月から12月まで
高知県	香美市	R2.1.1	1月から12月まで
佐賀県	玄海町	R2.6.1	1月から12月まで
長崎県	壱岐市	H24.1.1	1月から12月まで
熊本県	御船町	H22.4.1	4月から翌年3月
鹿児島県	南大隅町	H25.4.1	4月1日から3月31日まで
計	63団体	63件	